

<p>業務概要</p>	<p>空き家対策業務</p> <p>この業務では、空き家情報バンクへの掲載希望があった空き家の現状調査を行っていただく活動から、所有者の「家をどうにかしたい」というお悩みや、「村で暮らしたい」という移住希望者の背中を押す相談対応業務がメインとなります。</p> <p>村の各所へ足をお運びいただき、得られた経験や気づきを生かして、「大桑村の空き家をどう活かせるか」という利活用のアイデア出しやイベントの企画にも挑戦していただきます。フットワーク軽く、一緒に大桑村の未来を考えてくださる方をお待ちしております。</p> <p>① 空き家情報バンク管理・運營業務</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 空き家情報バンクの運営・相談対応 <p>所有者からの空き家情報バンクへの登録相談や移住希望者への情報提供など、双方のご希望に寄り添った窓口対応を行っていただきます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 現地調査 <p>空き家の状況調査を行っていただき、移住希望者が暮らしをイメージできるような間取り図や物件資料を作成していただきます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 内覧サポートと「村の案内」 <p>日程の調整、実際のご案内など、内覧のサポートを行っていただきます。空き家のご案内だけでなく、空き家のある地域の雰囲気や、村での生活をイメージできる場所をご紹介する「村の案内人」としての役割もお願いいたします。</p> <p>② 空き家利活用の企画・検討</p> <p>村内の空き家について、地域や移住希望者の課題やニーズなどから、「お試し移住住宅」や「交流拠点」「コワーキングスペース」など、将来どのような活用が適しているのか、活用は可能なのか等の企画・検討を行っていただきます。</p> <p>※現在想定しているのは「提案・計画づくり」までとなります。</p> <p>③ イベントやワークショップの企画・開催</p> <p>地域住民の空き家への関心を高めたり、移住希望者と地域住民の接点を作り出せるイベントを企画・開催していただきます。</p>
<p>募集対象</p>	<p>■ 次のいずれにも該当する者</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 任用開始日現在で満 20 歳以上の者 (2) 現在、三大都市圏をはじめとする都市地域に在住し、採用後大桑村に生活の拠点を移し、住民票を異動できる者 <p>※三大都市圏をはじめとする都市地域とは、条件不利地域（過疎法、山村振興法、離島振興法の指定地域）以外の地域</p> <ol style="list-style-type: none"> (3) 土日及び祝日、夜間等の不規則な行事や勤務に対応できる者 (4) 心身ともに健康で意欲的に活動できる者 (5) 普通自動車免許を保有している者（AT限定可） (6) パソコンの基礎操作（ワード、エクセル、パワーポイントなど）及びインターネット、SNS等の知識を有し活用できる者 <p>※生成 AI の活用は大桑村生成 AI 利用ガイドラインに従って</p>

	<p>いただきます。</p> <p>(7) 地方公務員法第 16 条の欠陥条項に該当しない者</p> <p>(8) 地域活動等に積極的に関わり、任期終了後も大桑村への継続的な居住や関わりを前向きに検討できる者</p> <p>■次の資格・経験などをもつ者は採用にあたり配慮します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・業務遂行にあたり活用が見込まれる資格・実績・特技を有する者 <p>※各項目とも証明できる書類のコピーを提出してください。</p>
募集人数	若干名
勤務地	大桑村役場
雇用形態・期間	<p>(1) 大桑村パートタイム会計年度任用職員（地方公務員法第 22 条の 2 第 1 項第 1 号に掲げる職員）とし、地域おこし協力隊員として任用します。</p> <p>(2) 任用期間は任用の日から令和 9 年 3 月 31 日までとします。</p> <p>※活動意欲及び活動実績により、最長で任用の日から 3 年間まで更新します。</p> <p>※大桑村パートタイム会計年度任用職員条例・規則及び大桑村地域おこし協力隊設置要綱に準じます。</p>
勤務時間	<p>勤務時間は、週 30 時間とし、勤務時間帯は相談により決定します。</p> <p>例：週 5 日 9 時～16 時 、 週 4 日 8 時 30 分～17 時など。</p>
報酬・手当等	<p>月額 180,400 円</p> <p>※勤務月数に応じて昇給あり</p> <p>期末手当 6 月、12 月</p>
待遇・福利厚生	<p>(1) 社会保険等（雇用保険、厚生年金、健康保険）に加入します。</p> <p>(2) 隊員は原則として村が用意した村内の住宅（村営住宅）に居住します。</p> <p>※住宅使用料は活動費より支出</p> <p>(3) 活動に必要な経費（消耗品、旅費等）は、予算の範囲内で村が負担します。</p> <p>(4) 転居、引っ越しに係る経費および居住に係る生活用品や光熱水費は隊員の負担とします。</p> <p>(5) 年次有給休暇があります。（採用時期により変動します）</p> <p>(6) 活動に支障のない範囲であれば副業は可能です。（届け出が必要です）</p> <p>※通勤や活動以外の日常生活では、買い物等に自家用車等の移動手段が必要不可欠です。自家用車等の持ち込みをお勧めします。</p>
申込受付期間	随時募集
審査方法	<p><応募></p> <p>(A) 応募受付期限</p> <p>応募書類を (C)の申し込み先に郵送または持参してください。</p> <p>※選考は第 1 次試験から随時、実施します。</p>

	<p>※採用者が決定、村の事情により、募集を停止する場合があります。</p> <p>(B) 応募書類</p> <ul style="list-style-type: none"> ・大桑村地域おこし協力隊 採用試験エントリーシート ・証明が必要な資格、免許、実績などがある場合は、該当書類の写し <p>※エントリーシートは大桑村ホームページからダウンロードしてください。</p> <p>※合否通知等に使用するため、メールアドレス及び電話番号は必ず記載してください。</p> <p>※選考結果にかかわらず、応募書類は返却しませんのでご了承ください。</p> <p>(C) 申し込み・問い合わせ先</p> <p>〒399-5503</p> <p>長野県木曾郡大桑村大字長野 880-1</p> <p>大桑村役場 総務課 企画情報係 (担当：三瀬町、松原)</p> <p>TEL 0264-55-3080 FAX 0264-55-4134</p> <p>Eメール kikaku@vill.okuwa.lg.jp</p> <p><選考></p> <p>第1次選考（書類選考）</p> <p>選考結果は随時メールと文書で通知します。</p> <p>第2次選考（体験及び面接選考）</p> <p>第1次選考合格者は、面接による第2次選考を実施します。</p> <p>第2次選考では、面接日前日午後1時までに大桑村役場に来ていただき、村内を案内いたします。翌日午前中に面接を行います。</p> <p>※この際の宿泊費については村で負担いたします。</p> <p>日時及び場所については、第1次選考後に通知します。なお、第2次選考に要する交通費及び上記以外の宿泊費等は個人負担とします。</p> <p>選考結果</p> <p>結果は第2次選考後2週間以内に文書で通知します。</p> <p>【注意】</p> <p>住民票の異動は、必ず任用日以降に行ってください。それ以前に住所を異動させると応募対象者でなくなり、採用取り消しとなる場合があります。</p>
備考	<ul style="list-style-type: none"> ・質問などがありましたら、担当まで気軽に問い合わせてください。 ・ご応募いただいた内容について、担当者から連絡させていただくことがありますので、あらかじめご了承ください。 ・採用日は内定承諾後の翌月1日を予定しています。